



統 審 議 第 1 0 号
平成 18 年 11 月 10 日

総 務 大 臣
菅 義 偉 殿

統計審議会会長
美 添 泰 人



諮問第312号の答申
経済産業省企業活動基本調査の改正について

経済産業省は、経済産業省企業活動基本調査（指定統計第118号を作成するための調査）について、経済のサービス化、情報化等最近の経済構造の変化を踏まえ、多様化する企業活動の実態をよりの確に把握するため、平成19年調査から、サービス業に係る調査対象業種の追加を行うことを計画している。

さらに、今般の会社法（平成17年法律第86号）の施行等を踏まえ、親会社の経営形態、親会社との連結関係等の調査事項の変更等を行った上で当該調査を実施することを計画している。

本審議会は、今回の調査計画全般について、統計の体系的整備、統計需要への的確な対応等の観点から審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

記

1 本調査の企業統計における役割

企業活動に関する統計については、経済産業省企業活動基本調査（以下「本調査」という。）が平成4年に鉱業、製造業及び商業を営む事業所を有する企業を対象とした調査として開始されて以降、本審議会は、各省庁においても本調査を基本にして所管する産業に係る企業活動に関する統計の整備を進めることが適当であると提言してきた。これを受けて、通信産業基本調査（統計報告の徴集）が平成14年に開始され、昭和50年に開始され平成8年に大幅改正した建設業構造基本調査（統計報告の徴集）と合わせて企業活動に関する統計の整備が図られてきている。

本調査の調査対象業種についてみると、経済産業省は、所管する産業について、平成10年に飲食店、平成13年に電気業・ガス業などを順次、調査対象として取り込み、さらに平成13年以降は、サービス産業分野を中心に調査対象業種の拡充を進めてきたが、今回改正で、更に、日本標準産業分類大分類Qサービス業（他に分類されないもの）の中の、一部業種を追加する計画である。

調査対象企業の範囲についてみると、これまで調査対象業種の如何にかかわらず、

従業者数50人以上かつ資本金又は出資金3,000万円以上の企業に固定されている。この間、平成11年12月の中小企業基本法（昭和38年法律第154号）の改正により中小企業の範囲（資本金規模及び従業員規模）が引き上げられ、平成16年から実施されている中小企業実態基本調査（統計報告の徴集）との間で調査客体の重複が生じている。これまで両調査で重複した企業については、データの移送により報告者負担の軽減を図っているが、本調査の目的に沿って調査対象を設定し、中小企業実態基本調査等の関連する調査と役割分担を図りつつ企業活動に関する統計を体系的に整備することが求められている。

調査事項についてみると、継続的に把握する企業活動に係る基本的な計数事項と、バイオテクノロジーの利用形態などの周期的ないし随時に把握する事項から構成されているが、平成4年の調査開始以降、企業活動を巡る社会経済情勢の変化に対応した見直しは必ずしも十分ではなく、近年の企業活動の実態が的確に把握されるような調査事項の設定が求められている。とりわけ統計需要が高いと思われる国際化の実態把握については、平成7年に貿易業態統計調査（指定統計第58号を作成するための調査）が中止され、その主要な調査事項が本調査に統合されたにもかかわらず、昨今の国際化の急速な進展からすると本調査の国際化に係る調査事項は不十分といえる。

企業における事業の選択と集中に伴い企業の業務内容は急速に変化しており、他方、サービス産業分野への展開も顕著である。本調査は、企業活動に関する統計の整備において、関係各省庁の統計整備の参考とされる調査であり、企業活動における事業の多角化、国際化等の実態をよりの確に把握するため、調査対象範囲、調査事項等を見直し、統計需要に適切に対応することが求められている。

2 今回の改正計画

(1) 調査対象業種

調査対象業種については、今回、サービス産業について企業活動に関する統計の整備・充実を進めるため、日本標準産業分類大分類Qサービス業（他に分類されないもの）のうち、当該産業の所管省庁との協議、調整等が整った業種について、本調査の新たな調査対象として産業小分類ベースで調査する計画である。

これについては、サービス産業分野の特定の限られた業種を追加したことにとどまるものであり、企業活動に関する統計の体系的な整備という観点から必ずしも満足し得るものではないが、これまでサービス産業分野の企業を対象とした統計の整備が遅々としていた状況にかんがみれば、体系的整備に向けた一歩として評価できる。

(2) 調査事項及び調査票の設計

調査事項については、今回、①親会社の経営形態、連結対象の有無等、②無形固定資産の当期取得額と減少額、③パートタイム従業者の就業時間換算人数、④事業の外注状況について、製造（修理）委託の有無及び委託金額、請負事業者数、請負労働者数等の項目を追加し、一方、⑤商品別の直接輸出入額等を削除する計画である。

これについては、統計需要への的確な対応を図るとともに、報告者負担の軽減等に配慮した措置であり、おおむね適当と認められる。

しかしながら、企業活動に係る法制度の変更に関し、早急な実態把握が必要と考えられる事項として、今回、会社法の施行及びいわゆる2007年問題への対応を明らかにする事項を追加することが必要である。さらに、近年、企業において労働者の活用形態は多様化してきており、事業の国際的な展開も著しい。請負労働者数を調査事項としたことに加えて、正社員数を把握することや、削除が計画されている国際事業部門の従業者数を引き続き調査事項とすることが必要である。

(3) 調査方法

母集団名簿情報については、工業統計調査（指定統計第10号を作成するための調査）、商業統計調査（指定統計第23号を作成するための調査）及び特定サービス産業実態調査（指定統計第113号を作成するための調査）に基づき作成された名簿情報に加えて、事業所・企業統計調査（指定統計第2号を作成するための調査）及び法人企業統計調査（指定統計第110号を作成するための調査）並びに民間情報も使用して補正、補完する計画である。これについては、母集団情報の正確性の向上に資することであり適当と認められる。

また、法人企業統計調査及び科学技術研究調査（指定統計第61号を作成するための調査）と重複する調査事項については、これらの調査結果からデータ移送する項目を拡大することを計画している。これについては、調査の簡素・効率化の観点から適当と認められる。

(4) 調査結果の集計及び公表

調査結果の集計については、調査対象業種及び調査事項の変更に対応した集計様式の変更を計画しており、適当と認められる。

ただし、結果表章については、中小企業実態基本調査の結果と相互に利用できるよう資本金及び従業者数の規模区分を整合させることが必要である。

結果の公表については、利用者が適切に集計結果を活用できるようにするため、産業別及び規模別の回収率の公表が必要である。

さらに、従来から蓄積されているパネルデータを有効に活用した結果について、一般の利用者に向けた公表を一部であっても実施することが必要である。

3 今後の課題

本調査は、「1 本調査の企業統計における役割」で記述したとおり、企業活動に関する統計体系の中で中核的なものとして、関係各省庁の統計整備の参考とされる役割を担っている。本調査については、企業の事業活動をよりの的確に把握するため、調査対象範囲、調査事項等を見直すことにより、統計体系の一層の整備及び統計需要に的確に対応すること等が求められており、今後、以下の課題について検討する必要がある。

(1) 企業活動に関する統計の体系的な整備

企業活動に関する統計の体系的な整備については、できるだけ多くの産業分野を対象に、統一的に把握することが望まれるが、当面は、本調査を中心として、

関係省庁が整備する統計調査結果とのデータ共用により、必要な統計整備を推進することが適当である。

また、本調査の調査対象範囲及び規模については、産業別に相違する企業の活動状況に関する分布情報及び産業の特性の分析・検討を踏まえて見直すことが必要である。その際、本調査と中小企業実態基本調査の役割を明確にした上で調査対象企業の重複是正を図り、企業活動に関する統計を全体として整備する方向を目指す必要がある。

(2) 適切な調査内容と調査票の設計

調査事項については、企業活動を巡る社会経済情勢の変化並びにそれに伴う企業の業務内容の変化及び統計需要の変化に即応した見直しを行い、定性的調査項目においては、周期年項目を設定すること等により最新の企業行動の変化の実態を把握する必要がある。

また、企業活動に係る定量的な事項についても、会社法の施行等に伴う企業の合併・買収や純粋持株会社の増加などの企業の組織再編成や新たな資金調達手法の動向等を注視しつつ、その実態を的確に把握できるような調査事項の設定について検討することが必要である。資金調達の仕方を反映する負債の内容や請負事業の内容、活動等の調査事項をより詳細に把握することについても統計需要に応じて検討する必要がある。

さらに、現行の調査票は、いかなる産業・規模の企業活動についても同一の調査票様式で把握する設計となっているが、サービス産業を始めとする調査対象業種の拡大に伴い、業種によっては必要性に乏しく記入しにくい事項が生じている。このことについては、業種特性に応じた的確な企業活動の把握と報告者負担の軽減の観点から、例えば業種及び企業規模を考慮した複数の調査票による調査を導入することを検討する必要がある。

(3) 有効な結果利用に向けて

本調査は、企業を対象とした他の統計調査との一部データの共有が実施されているが、国際化に係る統計需要の高まりに対応するため、本調査と海外事業活動基本調査とのデータリンケージにより両調査のデータを結合した結果の適切な提供が強く求められている。海外事業活動基本調査とのデータリンケージを現地法人調査票の結果についても行うこととし、その際、当該集計結果を、一般に利用できるよう公表することを検討する必要がある。

さらに、本調査と通信産業基本調査、建設業構造基本調査、知的財産活動調査（統計報告の徴集）、情報処理実態調査（統計報告の徴集）等類似の調査の枠組み又は調査事項を持つ他の統計調査との調整を図り、調査結果の相互比較及び相互利用が可能となるような集計・公表の仕組みを検討する必要がある。

また、本調査のパネルデータの整備は調査開始当初から実施され、パネルデータに関する集計結果については、前年と比較した結果が公表されてきたが、蓄積データの有効利用と統計需要への的確な対応の観点から、長期にわたるパネルデータを利用した結果についても、広く一般に利用できるよう公表することについて検討する必要がある。